

荒川将来像計画(全体構想書、推進計画) 改定案の概要について

~健康・Well-Beingな川づくりを目指して~

1. 荒川将来像計画の概要について

荒川将来像計画とは

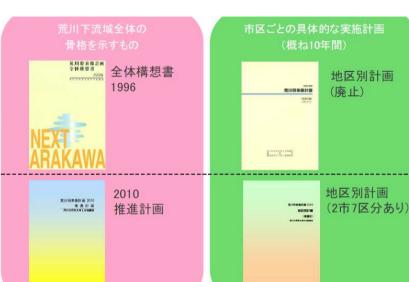
- 荒川将来像計画は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。大きく3つの計画(全体構想書、推進計画、地区別計画)から構成されています。
- 荒川では、時代の流れとともに、荒川の多様な機能と付加価値を高めることが求められ、流域 → に暮らす市民や行政が協働し、治水・環境・利用の相互関係を大切にバランスの保たれた川づくりが進められています。

→ 荒川将来像計画 全体構想書1996 (長期計画)

> 策定当時考え得る将来の 望ましい姿を示した計画

荒川将来像計画 2010 推進計画(今後 10年間の中期計画)

> 荒川将来像計画1996を 踏まえ、今後10年後の望 ましい姿を目指した計画



荒川将来像計画の理念



▶ 多くの生き物を育む荒川



河川空間の節度ある利用ができる荒川



⇒ 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

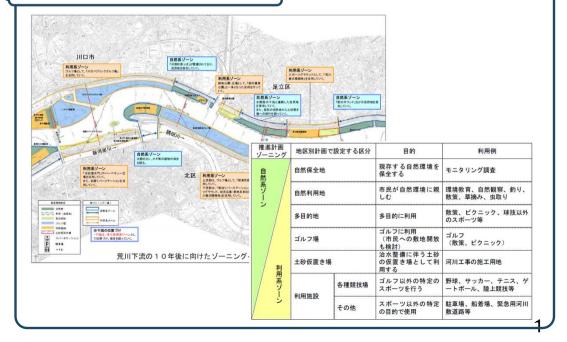


あらゆる人が川と触れ合い、 あらゆる人がくつろげる荒川



きれいで豊かな水が流れる荒川

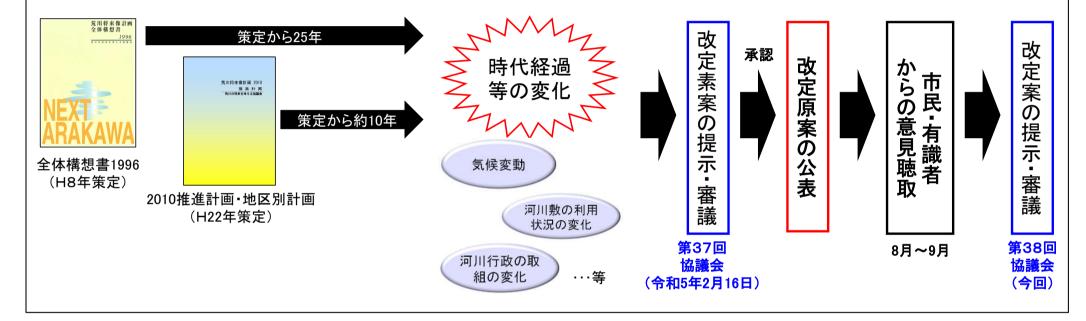
ゾーニング計画



2. これまでの経緯

これまでの経緯

- 全体構想書の策定から約25年、推進計画の策定から約10年経過したことを踏まえ、令和元年度より国及び沿川 2市7区で、現計画が抱える課題について協議してきました。
- 課題を踏まえ、荒川の将来を考える協議会において、計画の改定が必要であると判断しました。



意見聴取時の主なご意見

有識者会議

- 改定のコンセプトが記載されているとよい。
 『流域治水』が1つの柱となるよう記載があるとよい。
- 荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりについて記載があるとよい。

パブリックコメント

- 災対法改正で位置付けられた「沿川住民を誰一人取り残さず水害から守る」との基本理念を追記してほしい。
- 都市計画と共に考えることを踏まえた記述を追加してほしい。

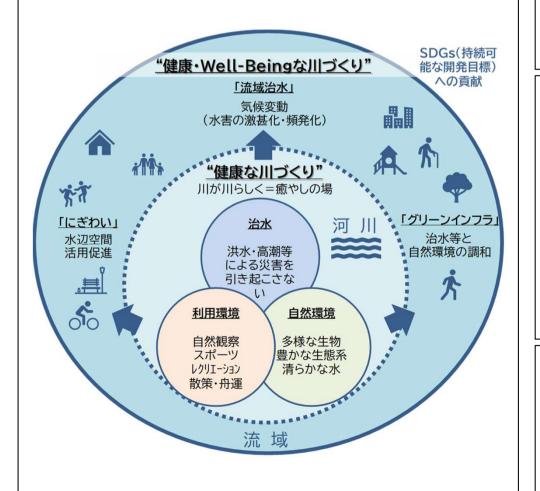
3. 荒川将来像計画(改定案)のポイント

改定の想い、コンセプトの追加

現行計画の理念・方針「健康な川づくり」を発展させ、

「気候変動等の社会変化、社会における河川の役割に柔軟に対応した 老若男女あらゆる世代や外国人等の多様な人々が荒川と共に流域で豊かに暮らし、「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に<u>健康・Well-Being(ウェルビーイング)な状態へ変容していくことを目指します。</u>」とするとともに、

「『流域治水』の考え方も取り入れ、"あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てる"という姿勢で取り組む」ことを明記。



> 気候変動・災害の激甚化

全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生。防災の観点の充 実化が求められている。

⇒荒川水系流域治水プロジェクト等の取組について記載



令和元年東日本台風では、 荒川水系越辺川・都幾川 が決壊。

> 河川行政の取組の変化

流域治水やにぎわいづくりの観点などの河川行政の変化が生じている。 ⇒かわまちづくり、高台まちづくり等の取組について記載





にぎわい拠点づくりの例(足立区都市農業公園)

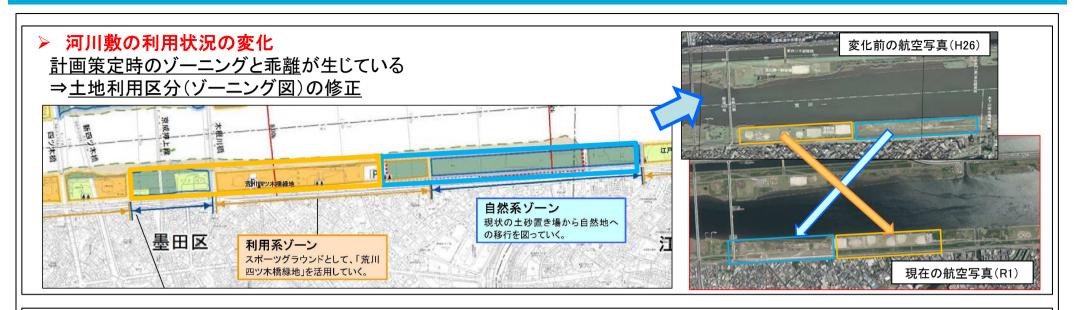
> 荒川を通じた環境学習

荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりについて記載があるとよい。

⇒治水・防災、まちづくり等の環境学習の場となり、持続可能な社会の人材づくりについて記載。



3. 荒川将来像計画(改定案)のポイント



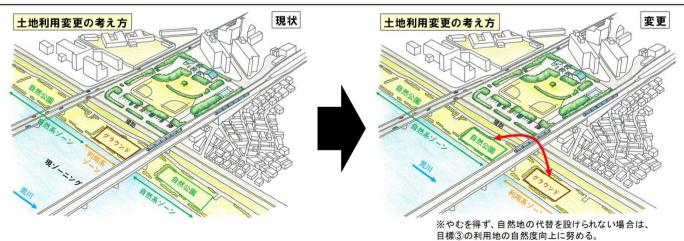
▶ ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方

ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方の明記

⇒ゾーニング全体目標は現行の推進計画を踏襲しつつも、見直しの必要が生じた場合の考え方を明記。

<土地利用区分を見直す場合の基本的な考え方>

- ◆推進計画の目標①「自然地の増加」に鑑み、利用地から自然地への変更は自然地の増加に寄与するため、変更は推奨される。
- ◆自然地から利用地への変更は、ゾーニング目標①②と近年の利用形態を踏まえ、自然地から利用地へ変更する際は、同等規模の自然地 の代替地を設けることを検討する。やむを得ず、自然地の代替を設けられない場合は、目標③の利用地の自然度向上に努めます。



<ゾーニング全体目標>

①自然地の増加

荒川将来像計画の理念を踏まえ、荒川下流部全 体の自然地面積の増加を図っていくこととします。

②グラウンド面積の維持

スポーツグラウンド利用の現状を踏まえ、荒川下 流部全体のスポーツグラウンド面積は、現状を維 持することとします。

③自然度向上の推進

現在ある自然地を保全すると共に、ゴルフ場、ス ポーツグラウンド等については、バッファーゾーン (緩衝帯)の整備、利用地の芝生化、草地化等によ り自然度向上(エコアップ)を促進することとします。

4. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

● 全体構想書、推進計画の改定を受けて、引き続き、地区別計画の改定に向けた作業を進めていきます。

令和6年1月26日開催

第38回 荒川の将来を考える協議会



令和6年2~3月

改定計画(全体構想書・推進計画)の公表

令和6年度以降



地区別計画の改定